

大阪府屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成三十一年三月二十七日

大阪府知事職務代理者

大阪府副知事 竹内 廣行

### 大阪府規則第六十八号

大阪府屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

大阪府屋外広告物条例施行規則（昭和四十九年大阪府規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

	改正後	改正前
様式第11号（第16条関係）	<p>（許可の申請） 第三条（略） 2 条例第十一条第一項第十二号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一―三（略） 3―8（略）</p> <p>（講習会の講習課程の特例） 第二十四条（略） 一（略） 二 電気工事士法第三条第一項に規定する第一種電気工事士である者、同条第二項に規定する第二種電気工事士である者、同条第三項に規定する特殊電気工事資格者である者又は同条第四項に規定する認定電気工事従事者である者 三・四（略） 2（略）</p> <p>（標識の掲示） 第二十五条の三（略） 一―四（略） 五 条例制定団体（大阪市、堺市、豊中市、高槻市、枚方市、八尾市、寝屋川市及び東大阪市に限る。）に第十六条第二項第三号の届出をしている者にあつては、届出番号 2（略）</p> <p>⑦の欄から⑩の欄までは、大阪府の区域（大阪市、堺市、豊中市、高槻市、枚方市、八尾市、寝屋川市及び東大阪市の区域を除く。）内で屋外広告業を行う営業所について、全て記載すること。記載欄が足りない場合は、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。 （略）</p>	<p>（許可の申請） 第三条（略） 2 条例第十一条第一項第十一号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一―三（略） 3―8（略）</p> <p>（講習会の講習課程の特例） 第二十四条（略） 一（略） 二 電気工事士法第三条第一項に規定する第一種電気工事士である者、同条第二項に規定する第二種電気工事士である者、同条第三項に規定する特殊電気工事資格者である者又は同条第四項に規定する認定電気工事従事者である者 三・四（略） 2（略）</p> <p>（標識の掲示） 第二十五条の三（略） 一―四（略） 五 条例制定団体（大阪市、堺市、豊中市、高槻市、枚方市、八尾市及び東大阪市に限る。）に第十六条第二項第三号の届出をしている者にあつては、届出番号 2（略）</p> <p>⑦の欄から⑩の欄までは、大阪府の区域（大阪市、堺市、豊中市、高槻市、枚方市、八尾市及び東大阪市の区域を除く。）内で屋外広告業を行う営業所について、全て記載すること。記載欄が足りない場合は、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。 （略）</p>

様式第20号（第23条関係）

屋外広告物講習会受講申込書

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

2 受講料は、納付書により府指定金融機関へ納付の上、納付証明書（原本）を提出してください。

(略)

(略)

様式第18号（第21条の2関係）

屋外広告業登録事項変更届出書

(略)

(略)

注：1 ④の欄及び⑤の欄は、変更に係るものを対比させて記載すること。  
ただし、届出の内容が「役員の氏名」及び「営業所の名称又は所在地」についての変更の場合は、変更しないものも含めて全て記載すること。

(略)

様式第20号（第23条関係）

屋外広告物講習会受講申込書

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

2 受講料は、納付書により府指定金融機関へ納付の上、納付証明書（原本）を提出してください。

(略)

(略)

様式第18号（第21条の2関係）

屋外広告業登録事項変更届出書

(略)

(略)

注：1 ④の欄及び⑤の欄は、変更に係るものを対比させて記載すること。  
ただし、届出の内容が「役員の氏名」及び「営業所の名称又は所在地」についての変更の場合は、変更しないものも含めて全て記載すること。

(略)

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に改正前の大阪府屋外広告物条例施行規則（以下「旧規則」という。）の様式により提出されている申請書その他の書類は、改正後の大阪府屋外広告物条例施行規則（以下「新規則」という。）の様式により提出されたものとみなす。

3 旧規則の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、新規則の様式により作成した用紙として使用することができる。